

汚水適正化処理計画について

1 計画の概要

汚水適正化処理計画とは、国土交通省、農林水産省、環境省の3省が連携して示したマニュアルに基づき、地域の実情に合わせ、効率的で経済的な汚水処理施設の整備計画を示すものであり、本市においては、下水道整備と合併処理浄化槽により処理を行うものです。

このうち、下水道整備については、昭和44年から下水道法に基づき整備を開始し、主に市街化区域である3,365haについて整備した結果、市街化区域の普及率は99.9%まで進んできました。

しかし、市街化調整区域においては、下水道整備がされておらず、依然と単独浄化槽も多いことから、河川水質に課題が残っており、「神奈川県生活排水処理施設整備構想」では2030年度までに下水道整備と合併処理浄化槽を合わせた汚水処理率100%を目指しております。

このことから、下水道整備については、市街化調整区域における汚水整備の方針に基づき、2021年度から2030年度までの10年間で第1期として整備し、このうち2026年度までを重点整備期間（アクションプラン）として、国の交付金を充当し実施するものです。

なお、方針における2031年度以降の第2期整備については、第1期の整備を進める中で、人口減少・少子高齢化、立地適正化計画、合併処理浄化槽率、経営戦略、社会情勢等の変化に応じ再検討してまいります。

2 計画の経緯と今後の予定

○2017（平成29）年1月：経営会議「市街化調整区域における汚水整備の方針について」

○2018（平成30）年2月：まちづくり総合調整検討会

「市街化調整区域における汚水適正化処理計画について」

○2019年度：受益者分担金条例制定

○2020年度：公営企業会計へ移行

○2021～2030年度：第1期 下水道整備

3 下水道整備区域の考え方

(1) 下水道整備区域と合併処理浄化槽の処理区域の区分け

汚水処理の区分けについては、国のマニュアルに基づき、下水道整備と合併処理浄化槽の処理を経済比較し決定しております。（汚水処理全体計画区域 5,714haから5,540ha）

(2) 下水道整備区域における優先順位の設定

優先順位については、市街化調整区域の既存家屋を集落ごとに細分化し、それぞれに重要性や効率性、収益性、必要性を鑑み、10点満点の評価方式により設定しました。

【評価項目】

重要度：環境面、施策面、密集度（家屋等の密集度）

効率性：1人当たりの整備費用、補助対象事業の有無、既設下水道との距離

収益性：使用料収入の見込み、大型施設の有無

必要性：現況の合併浄化槽の設置率

(3) 第1期 下水道整備区域の公表

整備区域については、優先順位の高い区域から開始し、2021年度から10年間の第1期整備区域について公表します。

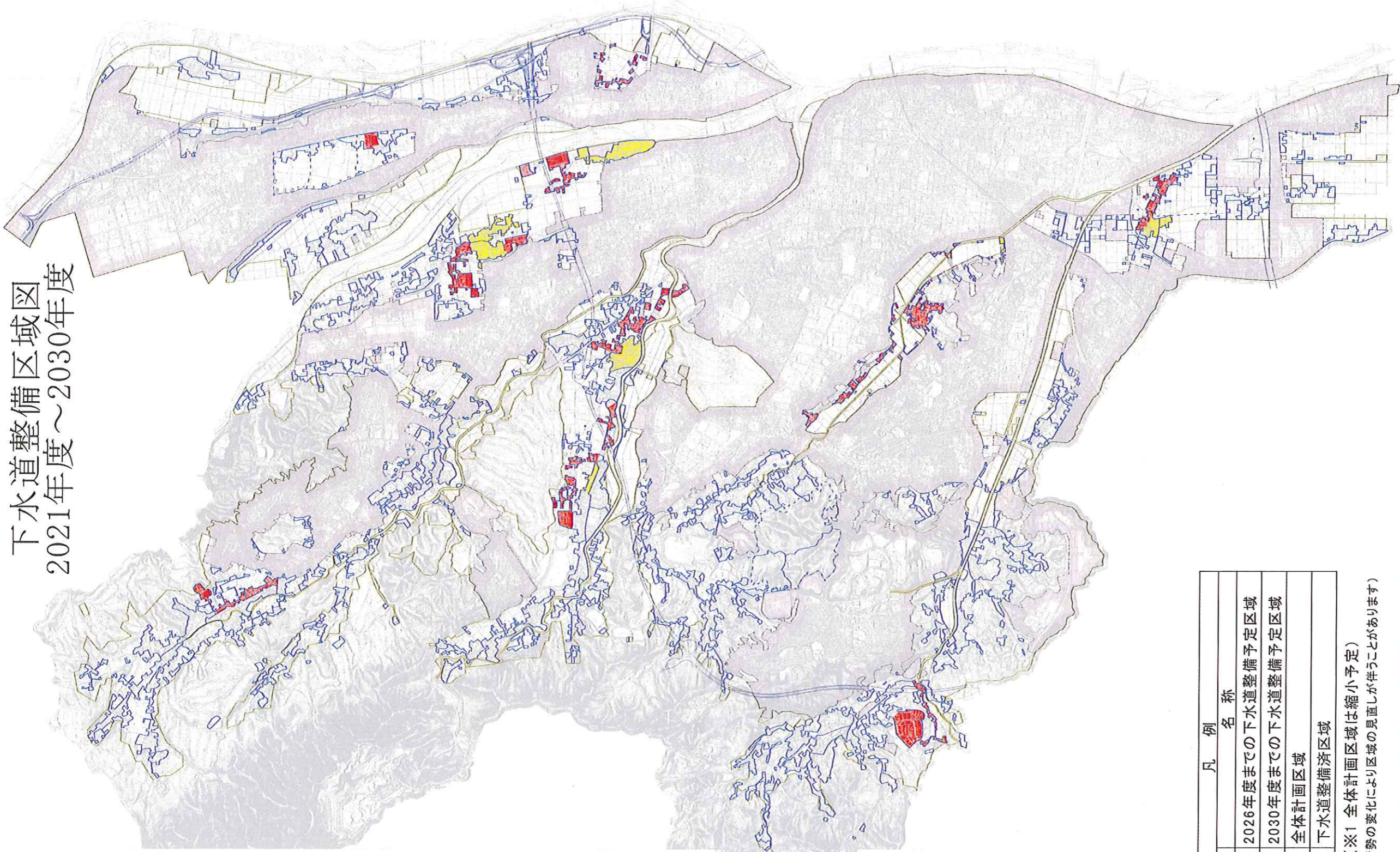
このうち2026年度末までに整備を行う区域については、主に、市街化区域に近接し家屋が密集する区域であり、小学校や病院などの大型施設が含まれます。この区域は国の交付金を充当し行う区域であり、赤色で示しております。

その後、2030年度末までに整備を行う区域は黄色で示し、市単独事業において整備を行います。 (資料4-2)

(4) 第2期 下水道整備区域

2031年度から10年間の第2期整備区域については、第1期の整備を進める中で、収益面や社会情勢等の変化に応じ再検討し、区域を見直してまいります。

下水道整備区域図
2021年度～2030年度



表記	凡例名称
■	2026年度までの下水道整備予定区域
■	2030年度までの下水道整備予定区域
---	全体計画区域
■	下水道整備済区域

(※1 全体計画区域は縮小予定)
(※2 社会情勢の変化により区域の見直しがあります)